

## カノン(放課後等デイサービス)

### 1. カノンの名前の由来

カノンとは、同じ旋律を異なる時点から開始し、様々な楽器で奏でるすばらしい音楽のことです。私達の社会も、いろいろな違いを持った人たちが構成されています。居心地の良いカノンという音楽のように、誰にとっても居心地のよい社会を作りたい気持ちでこの名をつけました。

### 2. 事業の目的と運営方針

事業所の種類	放課後等デイサービス
事業の目的	知的障害児を対象に日常生活における基本的動作の習得や、集団生活に適應することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
事業所番号	2850901030
事業所の名称	カノン
責任者氏名	安田 文彦
事業所の所在地	兵庫県西宮市津門大塚町 1-47
電話番号	0798-31-1873 / FAX0798-31-5708
事業の運営方針	運動や創作活動を通し、友達を意識しながら、集団でのルールや仕事を目標に個別指導プログラムを策定し、取り組む。
開設年月日	2010年4月1日
利用定員	10名
HPアドレス	<a href="http://www.ichiyou-kai.or.jp">http://www.ichiyou-kai.or.jp</a>



### 3. 施設の概要

設備の種類	室数	備 考
訓練室	4	相談室兼用
洗面所	1	
便所	3	

### 4. 職員の配置状況

従業者の職種・員数		児童指導員		保育士		障害福祉サービス経験者		児童発達支援管理責任者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)	1		1				1	
	非常勤(人)	4		2	1				
備 考									
基準上の必要人数(人)		2		1				1	

### 5. 開設日及び開設時間

開設日	月曜日～土曜日※土曜日は事業所の運営カレンダーに基づく (休業日:日曜、祝祭日、夏季4日、冬季6日、事業所の指定した日)
サービス提供時間	平日 14:30～17:30(但し学校終業が午前の場合は13:00～17:30) 学校休業日 13:00～17:30(減算対象) 10:30～16:30 その他 13:00～17:30
利用対象者	放課後等デイサービスの支給決定がある方
利用定員	1日10名

### 6. 事業所が提供するサービス

- ・集団生活への参加に必要なスキルの獲得を目指します。
- ・個々の趣味、嗜好を尊重し、リラックスした時間を提供します。
- ・日常生活動作の獲得を目標に継続的な支援を行います。

※上記のサービスを放課後等デイサービス利用計画に基づいて支援いたします。

#### 一日の流れ、支援内容、特色

14:30 送迎・通所 ⇒ 活動 ⇒ 17:30 帰宅(ご家族のお迎え)

#### <支援方針>

利用者のニーズに合わせた支援を行うため、活動内容を活動Ⅰと活動Ⅱの2つに分けて実施します。

##### ①活動Ⅰ ～集団としてのコミュニケーション支援と余暇支援が中心～

集団の中での課題やコミュニケーション支援の必要性を重視します。余暇・過ごすスキルの習得に必要であれば個別対応も取り入れて支援をします。

得意・苦手・「芽生え」スキルをアセスメントし、得意なこと活かした支援をします。またカノンで経験した事を家庭生活にも活かせるよう支援します。

##### ㊦ コミュニケーション支援

PECS 等を活用し、伝えることで要求が伝わった経験・相手への意識、交渉ができるようなツールを見つけることを行なっています。また自己肯定感がもてるように褒められたり、達成感を持てたりする経験・機会を作ります。

##### ① 集団活動

人との関わり、体を使った遊びや活動を取り入れます。活動を通じて他者を意識することや楽しさの共有、役割がある活動の経験、順番・ルールを学ぶ機会を作ります。

##### ㊦ 余暇支援

いくつかの余暇活動の中から、一人で過ごせる時間やできそうな物、好子のアセスメントを実施していきます。

②活動Ⅱ ～現利用者の本人の個別ニーズやレベルに合わせた支援が中心～

曜日別にて、ニーズやレベルに合わせたクラスとして、実施します。

火・水・木；同じ集団の中で他者を意識して、協力・協調の関係性を育むクラス

月・金；生活スキルアップクラス

卒業後を見据えた支援を行います。具体的には自立スキルの向上を図り、自信をもって取り組めるが増えるように、家事活動・余暇支援・創作活動・運動などの経験する機会を設定します。

㊦ 集団活動

集団の中で自分の思いを表現し、それを実現できたという経験を積む機会や、他の利用者とともに(あるいはスタッフと)協力し、協調性をもちながら活動する喜びを感じるようにします。また、順番などのルールが学べる機会を作ります。

㊧ 余暇支援

刺繍などの創作活動や運動、化粧などさまざまな経験をする機会を設定し、それが利用者にとって余暇につながる機会となるように支援します。

土曜については、ニーズにあった方を中心に、主に調理とそれに伴う買い物の活動を提供します。

## 社会福祉法人一羊会 カノン運営規程 (放課後等デイサービス)

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人一羊会が運営する「カノン」(以下「事業所」という。)

において適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた児童(以下「利用者」という。)に対し、適正な療育サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会活動への参加を促進する観点から、保護並びに更生に必要な療育を適切に行うものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、学校、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 前2項のほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

＜カノン＞

(1)名 称 「カノン」

(2)所在地 兵庫県西宮市津門大塚町1-47

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、原則西宮市とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(主たる対象者)

第5条 サービスを提供する対象はサービスの支給決定を受けた児童とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は個々の利用者について、アセスメント、個別指導計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る作業を行う。

(3)指導員 8名(常勤職員 2名、非常勤職員 8名)

利用者に必要な療育の提供を行い、利用者の自立を援助する。

(営業日及びサービス提供時間)

第7条 事業所の開所日及び開所時間は、以下の通りとする。

<カン>

(1)開所日 月曜日～土曜日※土曜日は事業所の運営カレンダーに基づく

(休業日:日曜・祝祭日・夏季4日・冬季6日・その他必要な日)

(2)営業時間 9:30～18:00

(3)サービス提供時間 [放課後等デイサービス]

平日 14:30～17:30

(但し学校終業が午前の場合は 13:00～17:30)

休日 10:30～16:30

その他 13:00～17:30

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は以下の通りとする。

<カン> 10名

(障害児通所支援サービスの内容)

第9条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

<カン> [放課後等デイサービス]

- ・個別のアセスメントに基づいた指導、支援計画書を作成。
- ・集団生活への参加に必要なスキルの獲得を目指す。
- ・個々の趣味、嗜好を尊重し、リラックスした時間を提供する。
- ・日常生活動作の獲得を目標に継続的な支援を行う。
- ・高等部卒業後の社会人としての準備
- ・障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、障害児通所支援サービスを提供した際には、利用者から当該事業の利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害児通所支援サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から法に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、障害児通所支援サービスにおいて提供される便宜に供する費用のうち、活動において必要となるもの、若しくは利用者の便宜を向上させるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については重要事項説明書に定める。
- 4 事業所は前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならないものとする。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第11条 設備、器具に関しては目的にそった使用を行い、これに反して破損した場合はその状況に応じて賠償を請求することもある。

(緊急時の対応方法)

第12条 事業者は、障害児通所支援サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供したサービスに関する利用者又はその家族、後見人等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 苦情に関して所管庁が行なう調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なうものとする。
  - 3 兵庫県が設置する運営適正化委員会が行なう調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(従業員の研修・資質向上)

- 第16条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1)採用時研修 正職員に対し、勤務開始日1ヶ月以内実施
  - (2)職員全体研修 年1回
  - (3)その他、テーマ別等に研修を実施するとともに、必要に応じ、外部研修に従業員を派遣する。

(情報保護)

- 第17条 事業所は、業務上知り得た利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(暴力団等の排除)

- 第18条 事業所はその運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 1 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備、保管する。
- 2 事業所は、提供したサービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日より5年間保存する。
- 3 この規程で定める事項の以外の運営に関する重要事項は、社会福祉法人一羊会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

		送迎有	送迎無	学校休業日
基本部分	指標該当	656	656	787
	有資格者	9	9	12
児童指導員配置加算Ⅰ	専門職(保育士)	209	209	209
児童指導員配置加算Ⅱ	児童指導員	155	155	155
送迎加算		54	—	—
単位合計		1,083	1,029	1,163
1回あたりのサービス利用費(※1)		12,761	12,125	13,703
1回あたりの利用者負担額(※2)		1,276円	1,213円	1,370円

但し、月ごとに合計の単位に対しての1割となる為、実際の額は多少変わることとなります。

※1 単位合計に処遇改善加算Ⅰ・単位単価10.9を合わせた金額になります。

※2 児童指導員を加配できなかった日については利用者負担が下がることがあります。

<その他の加算について>

下記の加算はその内容を実施した場合にのみ算定されます。毎月ではないので参考にしてください。

① 欠席時対応加算(94単位)、② 事業所内相談支援加算(35単位)

③ 関係機関連携加算(200単位)

④ 家庭連携加算 1時間未満の場合187単位、1時間以上場合280単位

※指標該当について

この4月から国が定める指標に該当する児童を、国が定める割合で受け入れている事業所について、基本単位が高い区分になる事と、該当の事業所には2人まで職員を加配できることになりました。(今年度、カノンはこの指標に該当することになりました)